

○都市計画法に基づく開発許可申請等の手引 新旧対照表

現行							施行後								
【表紙】 都市計画法に基づく開発許可申請の手引 令和7年10月 京都府建設交通部建築指導課							【表紙】 都市計画法に基づく開発許可申請の手引 令和7年11月 京都府建設交通部建築指導課								
【20 ページ】 ◇開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要書類一覧表							【20 ページ】 ◇ 開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要書類一覧表								
添付 順序	書類の名称		許可申請			協議	様式の 有・無	添付 順序	書類の名称		許可申請			協議	様式の 有・無
			自己の 居住用	自己の 業務用	その他						自己の 居住用	自己の 業務用	その他		
1-1	開発行為許可申請書		○	○	○	／	有	1-1	開発行為許可申請書		○	○	○	／	有
1-2	開発行為協議書		／	／	／	○	有	1-2	開発行為協議書		／	／	／	○	有
2	委任状		○	○	○	○	有	2	委任状		○	○	○	○	有
3	資金計画書及び資金を示す書類		×	△	○	注10○	有	3	資金計画書及び資金を示す書類		×	△	○	注10○	有
4	申請者の 資力・信用に 関する書類	印鑑証明書	○	○	○	注11○		4	申請者の 資力・信用に 関する書類	印鑑証明書	○	○	○	注11○	
		法人の代表者事項証明書	×	△	○	注11○				法人の代表者事項証明書	注18 ×	△	○	注11○	
		法人の登記事項証明書	×	△	○	注11○				法人の登記事項証明書	注18 ×	△	○	注11○	
		法人税納税証明書	×	△	○	×				法人税納税証明書	注18 ×	△	○	×	
		営業沿革調書	×	△	○	×	有			営業沿革調書	注18 ×	△	○	×	有
		宅建業者免許証の写し	×	×	注12○	×				宅建業者免許証の写し	×	×	注12○	×	
	個人の 書類	印鑑登録証明書	○	○	○	／			個人の 書類	印鑑登録証明書	○	○	○	／	
		営業沿革調書	×	注13△	注14○	／	有			営業沿革調書	注18 ×	注13△	注14○	／	有
		所得税納税証明書	×	△	○	／				所得税納税証明書	注18 ×	△	○	／	
		宅建業者免許証の写し	×	×	注12○	／				宅建業者免許証の写し	×	×	注12○	／	
5	工事施行 者の能力 に関する	法人の登記事項証明書	×	△	○	注15○		5	工事施行 者の能力 に関する	法人の登記事項証明書	注18 ×	△	○	注15○	
		建設業許可通知書の写し	×	△	○	注15○				建設業許可通知書の写し	注18 ×	△	○	注15○	
		工事経歴書	×	△	○	注15○	有			工事経歴書	注18 ×	△	○	注15○	有

【21 ページの表】

	書類	個人	建設業許可通知書の写し	×	△	○	注15○	
		人	工事経歴書	×	△	○	注15○	有
6	設計説明書			×	○	○	○	有
7	設計図書を作成した者の資格調書及び資格を示す書類			□	□	□	□	有
8	工事計画概要書			○	○	○	○	有
9	公共施設管理予定者の法第32条第1項同意書の写し			○	○	○	○	有
10	公共施設管理予定者との法第32条第2項協議書の写し			○	○	○	○	有
11	開発区域内(関連区域がある場合は関連区域内を含む)の権利者による開発行為に関する施行同意書並びに同意者の代表者事項証明書及び印鑑証明書(同意者が法人である場合)又は印鑑登録証明書(同意者が個人である場合)			○	○	○	○	有
12	隣接地の所有者による施行同意書又は調整経過書			○	○	○	○	
13	不動産登記法第14条第1項に規定する「地図」又は第4項に規定する「地図に準ずる図面」(以下この項目において「登記地図」という。)の証明書			○	○	○	○	
14	開発区域内(関連区域がある場合は関連区域内を含む)の土地、その土地に存する工作物及び隣接地の登記事項証明書			○	○	○	○	
15	法第34条各号に該当することを証する書類(市街化調整区域内での申請の場合に限る。)			○	○	○	○	
16	構造計算書			注16○	注16○	注16○	注16○	
17	土質試験結果			注17○	注17○	注17○	注17○	
18	地盤(土質)柱状図			注17○	注17○	注17○	注17○	
19	安定計算書			必要と認められる場合				
20	土量計算書			○	○	○	○	
21	流量計算書			○	○	○	○	
22	現況写真			○	○	○	○	

【21 ページの表】

	書類	個人	建設業許可通知書の写し	×	△	○	注15○	
		人	工事経歴書	× 座18	△	○	注15○	
6	設計説明書			×	○	○	○	有
7	設計図書を作成した者の資格調書及び資格を示す書類			□	□	□	□	有
8	工事計画概要書			○	○	○	○	有
9	公共施設管理予定者の法第32条第1項同意書の写し			○	○	○	○	有
10	公共施設管理予定者との法第32条第2項協議書の写し			○	○	○	○	有
11	開発区域内(関連区域がある場合は関連区域内を含む)の権利者による開発行為に関する施行同意書並びに同意者の代表者事項証明書及び印鑑証明書(同意者が法人である場合)又は印鑑登録証明書(同意者が個人である場合)			○	○	○	○	有
12	隣接地の所有者による施行同意書又は調整経過書			○	○	○	○	
13	不動産登記法第14条第1項に規定する「地図」又は第4項に規定する「地図に準ずる図面」(以下この項目において「登記地図」という。)の証明書			○	○	○	○	
14	開発区域内(関連区域がある場合は関連区域内を含む)の土地、その土地に存する工作物及び隣接地の登記事項証明書			○	○	○	○	
15	法第34条各号に該当することを証する書類(市街化調整区域内での申請の場合に限る。)			○	○	○	○	
16	構造計算書			注16○	注16○	注16○	注16○	
17	土質試験結果			注17○	注17○	注17○	注17○	
18	地盤(土質)柱状図			注17○	注17○	注17○	注17○	
19	安定計算書			必要と認められる場合				
20	土量計算書			○	○	○	○	
21	流量計算書			○	○	○	○	
22	現況写真			○	○	○	○	

【22 ページ】 <table><tr><td>23</td><td>その他知事が必要と認める書類</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> (中略) (新設)	23	その他知事が必要と認める書類	○	○	○	○		【22 ページ】 <table><tr><td>23</td><td>その他知事が必要と認める書類</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> (中略) (注 18) 開発行為に関する工事が盛土規制法の許可を要するものである場合は添付してください。	23	その他知事が必要と認める書類	○	○	○	○	
23	その他知事が必要と認める書類	○	○	○	○										
23	その他知事が必要と認める書類	○	○	○	○										
【33 ページ】 7 軽微な変更の届出について 開発許可又は開発行為の協議が成立した方が軽微な変更の届出をされる場合に必要の図書は次のとおりです。 提出図書は、<u>正本 1 部</u>を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。 また、併せて『実務』第 3 章第 4 節 3 を参照ください。 (以下略)	【33 ページ】 7 軽微な変更の届出について 開発許可又は開発行為の協議が成立した方が軽微な変更の届出をされる場合に必要の図書は次のとおりです。 提出図書は、<u>正本 1 部及び写し 1 部</u>を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。 また、併せて『実務』第 3 章第 4 節 3 を参照ください。 (以下略)														
【36 ページ】 8 開発行為に関する工事着手届出について 開発許可又は開発行為の協議が成立した方が、開発工事に着手される場合に必要の図書は次のとおりです。 提出図書は、<u>正本 1 部</u>を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。 (以下略)	【36 ページ】 8 開発行為に関する工事着手届出について 開発許可又は開発行為の協議が成立した方が、開発工事に着手される場合に必要の図書は 次のとおりです。 提出図書は、<u>正本 1 部及び写し 1 部</u>を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。 (以下略)														

【37 ページ】 9 現場監理者変更届出について 工事着手届出書を提出した方又は工事施行者が現場監理者に関する事項を変更される場合に必要な図書は次のとおりです。 提出図書は、正本 1 部 _____ を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。 (以下略)	【37 ページ】 9 現場監理者変更届出について 工事着手届出書を提出した方又は工事施行者が現場監理者に関する事項を変更される場合に必要な図書は次のとおりです。 提出図書は、正本 1 部及び写し 1 部 _____ を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。 (以下略)
【56 ページ】 19 開発許可又は建築等許可（法第 43 条第 1 項）に基づく地位の承継（一般承継）の届出について 開発許可又は建築等許可（法第 43 条第 1 項）を受けた方の相続人その他一般承継人に当たる方が、開発許可又は建築等許可（法第 43 条第 1 項）に基づく地位について、承継の届出をされる場合に必要な図書は次のとおりです。 提出図書は、正本 1 部 _____ を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。 また、併せて『実務』第 11 章第 1 節 1 を参照ください。 (以下略)	【56 ページ】 19 開発許可又は建築等許可（法第 43 条第 1 項）に基づく地位の承継（一般承継）の届出について 開発許可又は建築等許可（法第 43 条第 1 項）を受けた方の相続人その他一般承継人に当たる方が、開発許可又は建築等許可（法第 43 条第 1 項）に基づく地位について、承継の届出をされる場合に必要な図書は次のとおりです。 提出図書は、正本 1 部及び写し 1 部 _____ を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に提出してください。 また、併せて『実務』第 11 章第 1 節 1 を参照ください。 (以下略)